

# 玉掛 け 技 能 講 習



この講習は岩手労働局長登録機関(登録番号48-1030)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷量1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就くときは、玉掛け技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。(クレーン運転士などの資格のみでは荷掛け、荷はずしはできません)この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

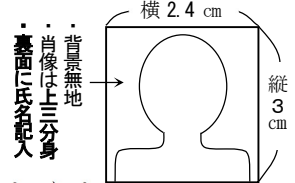
1. 日 時 **学科及び実技 1回目：令和5年5月9日(火)～5月11日(木)**  
**2回目：令和5年5月9日(火)～10日(水)・12日(金)**  
**学科：(1日目) 8:40～17:00 学科+実技(2日目) 8:50～17:20**  
**実技：(3日目) 7:20～17:00 (試験状況により前後します)**  
**※受付時間 (1日目：8:00～・2日目：8:20～・3日目：7:05～)**
2. 会 場 **学科：(講習1日目～2日目)：サンパルク2F会議室(釜石市上中島町2-7-36 TEL:0193-55-4380)**  
**実技：(講習2日目16時10分～3日目)：日本製鉄株式会社構内 (釜石市鈴子町)**
3. 受講資格 18歳以上の方(18歳未満での受講の方は、18歳より修了証が有効となります)
4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料等 **【全科目受講者】 26,400円 (消費税10%込) (受講料 24,750円 テキスト代 1,650円)**  
**【一部免除者】 24,200円 (消費税10%込) (受講料 22,550円 テキスト代 1,650円)**

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。  
 (1) クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。  
 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。  
 免除科目 (1) 学科→クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識  
 (2) 実技→クレーン等の運転のための合図

7. 申込締切日 **4月25日(火) 定員20名**  
 少人数で開催できない場合があります。締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消されることがありますのでご注意ください。

8. 申込方法 裏面「受講申込書」により**受講料・テキスト代・写真1枚**(右図参照。鮮明なもの)を添えてお申し込み下さい。  
 また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。(FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います)



〒026-0041 釜石市上中島町2-7-36 TEL 0193-55-4380 FAX 0193-55-4381

※ 銀行送金の場合は、**締切日までに**下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

岩手銀行釜石支店(普) 0257116

(公財)岩手労働基準協会釜石支部

9. キャンセルの取扱 4月25日(火)以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。
10. カリキュラム (講習時間には、休憩、昼食時間が含まれています。)

1日目(学科)	2日目(学科+実技)	3日目(実技)
8:40～8:50	8:50～13:50	7:20～
8:50～9:50	13:55～14:55	7:30～
9:55～13:50	15:00～16:00	実技注意事項確認
	16:10～16:50	実技
	16:50～17:20	クレーン運転のための合図
13:55～17:00		クレーン等の玉掛け
		15:05～
		実技試験

※終了時間は試験の状況により前後します。

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

11. その他 (1) **筆記用具・電卓を必ずご持参下さい。**(試験時は、**鉛筆・消しゴム**使用。電卓機能付携帯電話は使用不可。)
- (2) 受講票は、締め切り後に郵送致します。当日ご持参下さい。  
講習3日前までに受講票が届かない場合は、ご連絡をお願い致します。
- (3) **一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。**
- (4) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、作業服等服装を整えて下さい。
- (5) 昼食をご持参下さい。(実技会場周辺には、飲食店はございません。)
- (6) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- (7) 雇用調整助成金受給事業者所は、教育訓練の対象になることがあります。

# 玉掛け技能講習受講申込書

No. \_\_\_\_\_

学科 令和5年5月9日(火)～5月10日(水)  
 実技  1回目: 令和5年5月11日(木)  
 2回目: 令和5年5月12日(金)

実施管理者	原本確認	免除要件確認

ふりがな			
氏名	生年月日	昭和	年 月 日
	併記を希望する場合の旧姓又は通称	平成	
現住所	〒 _____		
	TEL _____ 当日連絡可能な携帯 _____		

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務地	所在地	〒 _____		
	事業場名 代表者名	TEL _____	FAX _____	担当者名 _____
※該当箇所にお印を お付け下さい	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会員	非会員	内線 ( _____ )
				受講料振込予定日 _____ 月 _____ 日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受講者名 (本人自署) \_\_\_\_\_

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

## 【受講一部免除申請書】

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄 (必要に応じて裏面も貼付して下さい)
※一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。 (1) クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許または揚貨装置運転士免許を受けたもの。 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習または小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。  ※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し 原本確認のため受講当日に必ずご持参下さい。  ※裏面に記載がある場合は、裏面のコピーも貼付して下さい。  ※氏名が申込書と異なる場合は無効です。講習会前までに書替、再提出して下さい。

<記入に際しての注意事項>

- 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 旧姓を使用した氏名又は通称を希望する場合は、併記する旧姓又は通称を記入し、以下の確認書類を添付して下さい。(受講当日正本提示)  
 旧姓併記: 戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書 通称併記: 住民票又はそれに類する証明書
- 申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及びお客様にとって有益と思われる譲歩の提供等の目的以外で使用することはありません。